

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、激しく変化する経営環境に柔軟に対応できるように経営体制を確立し、経営の透明性と効率性を高めることによって、株主・顧客・取引先・従業員等のステークホルダーの期待に応え、円滑な関係の維持構築と継続的な企業価値の増大に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低く、現状の議決権行使状況に大きな支障はないものと考えているため、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は実施していません。今後は議決権行使状況や株主構成（外国人株主や機関投資家の株式保有比率等）、株主の利便性を考慮の上、検討を進めてまいります。

【原則1-3 資本政策の基本的な方針】

当社は、収益力と資本効率のバランスを取りながら、グループ全体の企業価値を向上させることを資本政策の基本方針としておりますが、経営環境の変化や将来の事業展開に備えた財務体質の強化が喫緊の経営課題であると考えており、連結売上高や連結営業利益を経営数値目標として事業規模の拡大と収益構造の改善による経営基盤の安定に努めております。資本効率等の具体的な目標については、今後策定する中長期的な経営戦略や経営計画の中で定め、その実行を通じて、株主還元を含めた企業価値向上の実現を目指してまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念及び中期計画等を当社ウェブサイト(<https://www.poplar-cvs.co.jp/>)に掲載しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」及び有価証券報告書「6. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、取締役会において協議、決定しております。各取締役の報酬については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補は、会社業績等の評価を踏まえながら、当社の役員規則が定める「法定の要件を備え、人格並びに識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる者」の中から、取締役候補については代表取締役社長と社外役員による審議を経て、監査役候補については代表取締役と常勤監査役が協議ののち監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

取締役・監査役の解任については、当社の役員規則で定める不適格事由のほか、部門業績に対する責任等を理由として、独立社外役員の意見を踏まえ、取締役会で株主総会議案として承認ののち、株主総会の決議により決定します。代表取締役社長の解任に関する具体的な手続きや基準は定めておりませんが、代表取締役社長がその機能を十分発揮していないと認められる場合には、取締役会において、独立社外役員の適切な関与・助言を得ながら十分な審議を尽くした上で、代表取締役の解任を決議します。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役の選任及び解任に係る個別理由については、株主総会参考書類に記載します。

【補充原則3-1】

当社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いとため、英訳での情報開示は実施していません。今後は株主構成（外国人株主や機関投資家の株式保有比率等）や株主の利便性を考慮の上、検討を進めてまいります。

【補充原則4-1】

当社は現在、中期経営計画の見直しを進めております。激しく変化する事業環境の中、今後の経済情勢や業界を取り巻く諸課題を分析したのち、当社の中長期的な経営数値目標を策定し、当社ホームページへ掲載する予定であります。

【補充原則4-1】

当社は現時点において、代表取締役社長の後継者計画を明確に定めておりませんが、今後は取締役会において、取締役の業績評価と次世代の経営幹部育成について適切に監督してまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

当社の取締役会は、経営陣からの提案を随時受付けており、上程された提案については取締役会において多角的かつ十分な検討を行うこととしております。また、そうした健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けの仕組みについて、今後検討を進めてまいります。

【補充原則4-2】

取締役の報酬については、現在は月額定額報酬のみですが、今後は独立社外役員の適切な関与・助言を得た上で、インセンティブ機能としての業績連動報酬制度についても導入を進めてまいります。

【補充原則4-3】

当社は現時点において、独立した諮問委員会を設置していませんが、代表取締役社長の選解任が最も重要な戦略的意思決定であることを踏ま

え、取締役会において独立社外役員の適切な関与・助言を得ながら、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた後継者を選任することとしております。

【補充原則4-3】

当社では、代表取締役社長の解任に関する具体的な手続や基準を定めておりませんが、代表取締役社長がその機能を十分発揮していないと認められる場合には、取締役会において、独立社外役員の適切な関与・助言を得ながら、十分な審議を尽くした上で、代表取締役の解任を決議することとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役1名を選任しており、金融機関その他企業・団体の役員等を歴任した豊富な経験と高い見識に基づき経営陣から独立した立場で当社の経営全般に対する助言や監督機能を果たしております。加えて、独立社外監査役3名を含む4名の独立社外役員により、経営の監視及び監督は十分に機能できるものと考えており、現段階においては独立社外取締役を増員する必要はないと考えておりますが、取締役会の果たすべき役割・責務とあわせて中長期的に検討してまいります。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】及び【補充原則4-10】

当社は監査役会設置会社を採用しており、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりませんが、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたっては、独立社外役員を主要な構成員とする審議会を開催することにより、独立社外役員の適切な関与・助言が得られていると考えております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は現在男性のみであるため、今後はジェンダー等の多様性にも配慮した構成となるよう検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は現在、将来の成長に向けた経営基盤作りに注力していることから、資本コストを意識した経営を実現するに至っておりません。今後は当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて、取締役会において、収益力の改善や経営資源の配分のほか、資本効率等の目標に関する議論を進めるとともに、今後策定する中期経営計画の中で新たな経営戦略と経営計画を策定し、公表してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先や金融機関との安定的かつ円滑な取引の継続や関係強化等、当社の企業価値向上が期待できる場合には、取引先や金融機関の株式を保有することがあります。毎年定期的に個別の政策保有株式について保有のリスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有する意義が乏しいと判断される場合には、市場の状況等を勘案しつつ、当該株式の売却その他の方法により当該政策保有株式の縮減を進めます。政策保有株式に係る議決権行使については、投資先企業の経営方針や戦略等を十分尊重した上で投資先の企業価値や株主利益の向上に資するものであるか否かを総合的に判断し、賛否を決定いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では役員規則により、当社の役員が会社の承認なく会社と取引することを禁じております。関連当事者との利益相反の可能性がある取引については、法令及び当社の「取締役会規則」に従い、取締役会の事前承認を義務付け、当該取引を実施した場合には重要事実を取締役会へ報告させることにより、会社や株主共同の利益を害することのないよう監視を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、特定の企業年金基金に加入しておりませんが、従業員の資産形成のため企業型確定拠出年金制度を導入しています。運用機関および運用商品の選定や資産運用に関する従業員への情報提供については当社の管理本部人事部が担当しております。

【補充原則4-1】

取締役会で判断・決定する事項及びその基準は法令が定める取締役会の専決事項や当社定款に定めるもののほか、当社の「取締役会規則」で定めています。その他の事項並びに取締役会が決定した経営戦略や経営計画、または個別の決議に基づく具体的な業務執行については取締役会に委任します。各取締役の業務分担並びに委任の範囲については、当社の組織規程及び職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等で定めております。

【原則4-9 独立性判断基準】

当社の取締役会は、会社法が定める社外取締役の要件を満たし、東京証券取引所の独立性基準に加えて以下の基準に抵触することなく、当社の経営陣から独立した立場で当社の経営を監督できる方を独立社外取締役に選任することとしております。

当社グループの主要な取引先(直近事業年度における取引額が相互の連結売上高の2%超)またはその業務執行者

当社グループの主要な借入先(直近事業年度にかかる事業報告に主要な借入先として記載のある借入先)の業務執行者

当社の大株主(総議決権保有割合10%以上)またはその業務執行者

当社の業務執行取締役が他の会社の社外役員を兼任している場合における、当該他の会社の業務執行者

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、取締役6名(うち1名が社外取締役)、監査役3名(全員が社外監査役)で構成されており、適正規模であると考えております。社内取締役については、経営、生産、出店等の当事業における主要各分野に関する知識・経験・能力を有する方を、社外取締役については、企業経営者としての豊富な経験や企業戦略やコンプライアンスに関する高い見識を有し、当社の経営陣から独立した立場で当社の経営を監督できる方を選任することとしております。

【補充原則4-11】

当社の取締役及び監査役の他社での兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書に毎年開示しております。当社の取締役及び監査役は、他の上場会社の役員を兼任しておりません。なお、当社では、取締役に期待される役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けるために、取締役が役員を兼務することができる他の上場会社数の上限を3社までとしております。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、取締役会の実効性を高め、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を図ることを目的として、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。2019年2月期の結果の概要につきましては2019年6月11日付で開示いたしました「取締役の実効性評価の結果の概要に関するお知らせ」に記載しておりますので、ご参照願います。

【補充原則4-14】

当社では、取締役や監査役に対して、職務遂行上必要となる法令知識の習得や取締役・監査役の役割と責務の理解促進に努めており、全ての役員を対象に社内です定期的に講習会を開催したり、外部セミナーや研修会等への参加を促進し、それらの費用は会社が負担することとしております。また、社外取締役や社外監査役に対しては、当社グループの事業や課題について理解を深めることを目的として、随時当社グループの施設・工場、催し等の見学会を実施するなどの施策を講じております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、執行役員経営企画室長をIR責任者として、管理本部と連携しながら、株主との建設的な対話に努めております。

株主との対話の手段としては、株主総会だけでなく、合理的な範囲内で個別の面談や取材に応じるほか、定期的に投資家説明会を開催するなど、積極的な情報発信にも取り組んでおります。株主からの質問・意見については経営陣や取締役会に情報共有するとともに、以降の情報発信に反映することとしております。

なお、株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩に注意しながら対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
目黒俊治	2,419,144	20.52
株式会社ローソン	2,150,300	18.24
ポプラ協栄会	1,723,309	14.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	451,300	3.82
ポプラ社員持株会	264,731	2.24
株式会社広島銀行	212,960	1.80
三菱食品株式会社	178,655	1.51
株式会社もみじ銀行	172,934	1.46
日本生命保険相互会社	166,060	1.40
東京海上日動火災保険株式会社	159,720	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は、平成31年2月末現在の株主名簿に基づいて記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
蔵田 和樹	他の会社の出身者								○			○

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

蔵田 和樹	○	蔵田事務所 代表 株式会社ひまわりプラン 代表取締役 田中電機工業株式会社 代表取締役社長 株式会社平安堂梅坪 代表取締役社長 蔵田 和樹氏は、平成27年6月まで、株式会社広島銀行の専務取締役でありました。当社は同行と通常の銀行取引を行っております。 当社は、株式会社平安堂梅坪と通常の商品取引を行っておりますが、当社と同社との年間取引額は、当社及び同社のいずれから見ても僅少であり、主要な取引先に該当しないため、独立性については十分に確保されていると判断しております。	蔵田 和樹氏は金融機関その他企業・団体の役員等を歴任した豊富な経験と高い見識を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない高い独立性を有する社外取締役であるため、当社独立役員に指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人とは年4回、内部監査部門である内部監査室とは定期的に会合を開催し職務の執行状況について報告を受ける等の情報共有を行っております。当社の内部監査体制は、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)を設置し、年度監査計画に基づき、当社グループの各部門の業務執行が法令及び諸規定等に準拠して、適正かつ効果的に行われているかどうかを調査し、必要に応じて是正勧告等を行います。また、経営企画室と連携しながら、財務報告に係る内部統制監査を担当し、グループ全体の内部統制の整備・運用状況の検証等を行っております。当社の監査役会は、常勤監査役1名を含む社外監査役3名で構成されており、原則月1回監査役会を開催しております。各監査役は取締役会等重要な会議に出席するほか、監査役会が定めた監査計画、監査の方針、業務分担に基づき、業務執行の適法性について厳正な監査を実施しております。監査役は内部監査室及び会計監査人より定期的に報告を受け、また、内部統制においては担当部門である経営企画室より各部門の整備状況及び重要な事象について随時報告を受けるなど、各監査部門と情報及び意見の交換を行い、相互に連携を密にして、監査の質的向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浴森章	他の会社の出身者													○
大野勝美	税理士													○
平谷優子	弁護士													○

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浴森章	○	――	浴森 章氏は、百貨店業界における長年の実務経験と、常勤監査役としての豊富な実績や幅広い見識を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない高い独立性を有する社外監査役であるため、当社独立役員に指定しております。
大野勝美	○	大野勝美税理士事務所代表	大野 勝美氏は、税理士としての専門知識と税務署長として勤務された実務経験を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない高い独立性を有する社外監査役であるため、当社独立役員に指定しております。
平谷優子	○	――	平谷 優子氏は弁護士として企業法務等に関する専門知識と諸団体の理事等を歴任された実務経歴を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない高い独立性を有する社外監査役であるため、当社独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役に対しては、業績に対する貢献度に応じて役員報酬にて報いております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年度 取締役 55百万円
監査役 7百万円
合計 61百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、取締役会において協議・決定しております。各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役への情報伝達は、主に常勤監査役が行い、取締役会等重要な会議についての資料配布については管理本部総務部が担当し、社外監査役の職務執行をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は6名の取締役で構成し、原則として、毎月1回、最高意思決定機関である「取締役会」を開催し、会社の重要な業務執行の決定と職務の監督を行っております。また、当社では、営業本部、商品本部、製造・卸本部、管理本部、開発本部、新事業運営本部、システム本部の7本部体制をとっており、各本部に取締役または執行役員を配置し、業務の決定と執行の迅速化を進めております。

取締役および執行役員により構成される執行会議を原則として、週1回開催し、経営課題の迅速な解決と重要事項の報告・審議を実施しています。

内部監査部門としては、社長直轄の内部監査室があり、関連会社を含めたグループ全体の業務監査を実施し問題点の把握、改善指導をおこなっております。

監査役は3名(全員社外監査役)で、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等によって、業務及び財産の状況を調査し、取締役の職務の執行を監査しております。

会計監査につきましては、当社は会計監査法人と監査契約を締結し、会社法監査と金融商品取引法監査を受けております。会計監査人は、財務諸表等の監査を実施し、監査結果の報告を受け、適宜意見交換をしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、経営陣と利害関係がなく、独立性の高い3名の社外監査役を選任し、3名とも独立役員として指名しております。各監査役は、企業統治や財務・会計に関する専門的な知見を有しており、それぞれの職歴や経験を踏まえて、外部者の立場から経営を監視しております。

また、当社の取締役は社内取締役5名、社外取締役1名となっており、社外取締役1名は独立役員として指名しております。社外取締役は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立した立場で適切な判断が行われる体制となっております。

以上のことから、当社の経営監視機能の客観性及び中立性は確保されていると考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年第44期定時株主総会においては、株主総会招集通知を会日の16日前に発送するとともに、ホームページにて招集通知を掲載しております。
その他	事業報告・連結計算書類及び計算書類の内容報告のビジュアル化(プロジェクターを使用)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	中期事業計画、決算短信、決算補足資料、株主総会招集通知、決議通知、株主通信、月次報告、ニュースリリース等を掲載しております。 ホームページアドレス (http://www.poplar-cvs.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 : 経営企画室 事務連絡者 : 経営企画室 大竹修	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ポプラグループの全ての役員ならびに従業員が「理想を持って夢の実現のために常に困難に挑戦していく」という「経営理念」の下、社会の一員として責任ある活動を行うためのガイドライン及びステークホルダーに対する基本姿勢として「ポプラグループ企業行動憲章」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	店舗における廃棄物のリサイクルや物流における配送便の削減に取り組んでおります。社会貢献活動としては、店舗でのユニセフ募金活動や大規模災害時の義援金募金活動を実施しております。また、地域貢献活動として「まちの安全・安心生活拠点づくり」を目的にした「セーフティステーション活動」を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ポプラグループ企業行動憲章」に定めるとおり、会社情報の積極的かつ公正な開示に努め透明性の高い経営を目指します。また、IR活動を通じて株主・投資家の皆様と積極的なコミュニケーションを図り、ポプラグループの理解を深めていただけるよう努め、投資家の視点に立った迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な情報開示を実施しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ボラグループ企業行動憲章を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
法令・定款及び社会規範に違反する行為を早期に発見し、是正することを目的として、公益通報者保護法に対応した内部通報処理規程を定め、組織的・個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の窓口としてコンプライアンス相談室を設置する。
業務執行部門から独立した内部監査室により、コンプライアンス体制の整備及び向上を図ることとする。
取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
監査役は当社の法令遵守の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子的媒体(以下、文書等という)に記録し、検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、商品、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、全社対応は管理本部総務部が行うものとする。
新たに生じたリスクについては、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会においてすみやかに担当部署を定める。また、リスク・コンプライアンス委員会は組織横断的にリスク状況を監視し、各部署毎のリスク管理の状況を監査して、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営上の最高意思決定機関である取締役会を基本的に月1回開催するほか、取締役並びに執行役員により構成される執行会議を週1回開催し、経営上の課題の迅速な解決を図るとともに、重要な事項についての報告、審議を行うものとする。
取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において詳細を定める。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ各社全体における内部統制の構築を目指し、管理本部総務部は各関連部署と調整を図りながら、グループ各社への指導・支援を実施する。
当社の内部監査室は、関係会社管理規程に従い、グループ各社の内部監査を実施し、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上、必要な人員を配置する。
当該使用人の人選、異動、人事評価及び懲戒についてはあらかじめ監査役の同意を得たうえで実施するものとする。
当該使用人の指揮命令権は監査役に属するものとし、取締役からの独立性に配慮する。
- (7) 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。
前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
監査役に報告した者に対しては、降格、減給その他不利益な取扱いを禁ずるとともに、通報内容については秘密として保持するものとする。
- (8) その他の監査役職務の監査が実行的に行われることを確保するための体制
監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席したり、業務執行に関する重要な文書を閲覧するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
監査役は、内部監査室から定期的にモニタリングの実施報告を受けるなど、内部監査室との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保する。
監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等を請求したときは、すみやかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため「反社会的勢力への対応」を「社員倫理規程」に明記し、組織全体として取り組んでいます。当社では、反社会的勢力との利益供与や取引・交友をはじめとする一切の関係を禁止しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る当社の社内体制等の状況

・当社では、適時開示等の情報開示について経営企画室を専任部署として以下の体制で対応しております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

・決算に関する情報開示

決算に関する開示資料は主に管理本部経理部が、業績予想ならびにコーポレートガバナンスに関する開示資料は主に経営企画室が作成する。経営企画室長は、取締役会承認後、経営企画室 開示担当者に開示手続きを指示する。

・決定事項に関する情報開示

管理本部総務部は、取締役会で決議する議案を事前に経営企画室に提出する。

経営企画室長は適時開示規則と照合し、開示の必要があると判断した場合は、取締役会承認後、経営企画室 開示担当者に開示手続きを指示する。

・発生事項に関する情報開示

管理本部総務部は発生事項を確認後、経営企画室へ報告する。

経営企画室長は適時開示規則と照合し、開示の必要があると判断した場合は、必要により取締役会の承認を得た上で、経営企画室開示担当者に開示手続きを指示する。

・子会社に関する情報開示

管理本部総務部は子会社に関する決定事項、発生事項を確認後、経営企画室へ報告する。

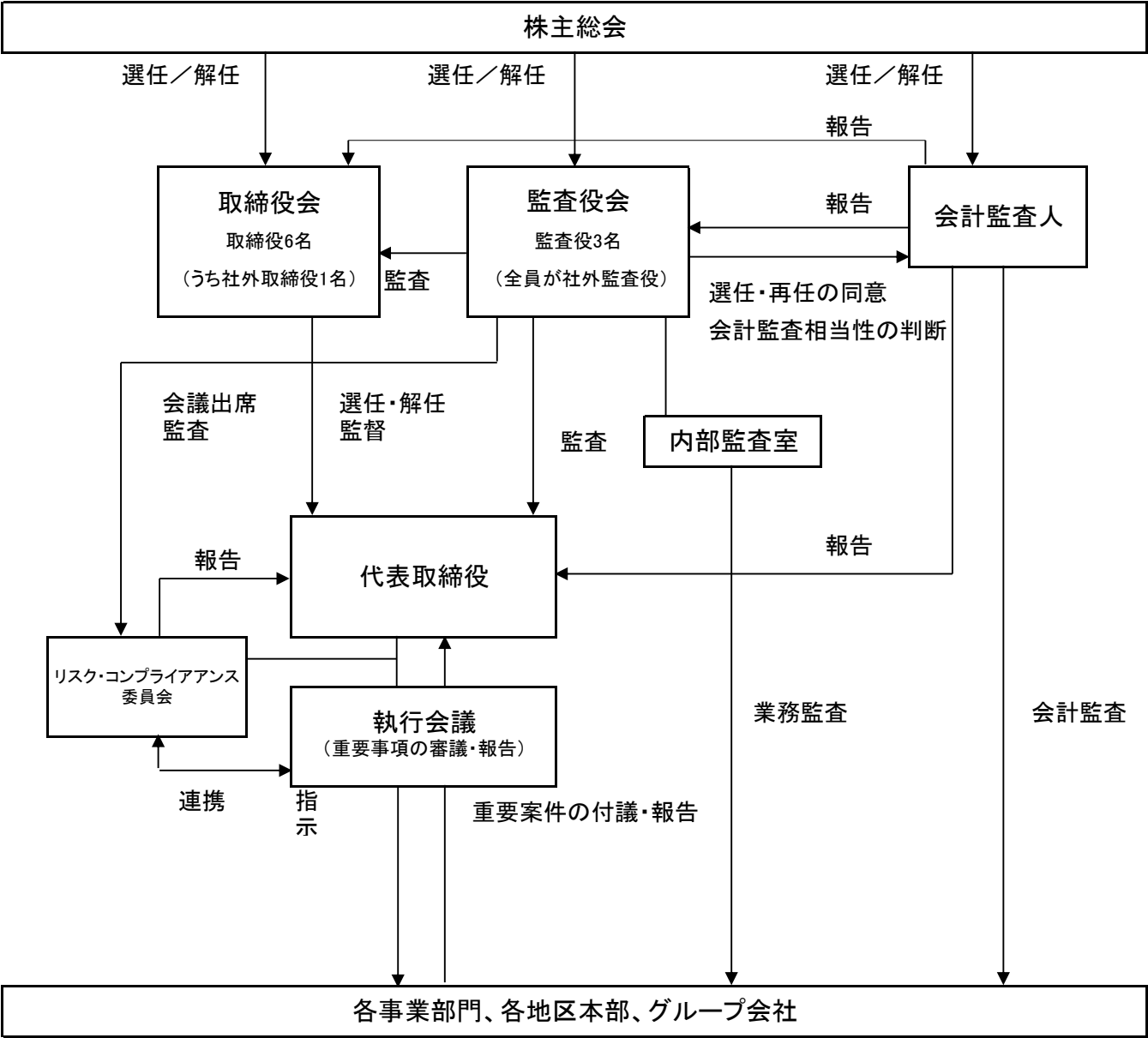
経営企画室長は適時開示規則と照合し、開示の必要があると判断した場合は、必要により取締役会の承認を得た上で、経営企画室開示担当者に開示手続きを指示する。

3. 情報開示及び外部発表

・経営企画室より、適時開示の時刻、開示内容を社内各部署、部門へ報告する。

・決定事項、発生事項ともに速やかに適時開示を行う。

(東証での電子開示(TDnet)登録、開示資料投函、必要ならば記者会見を開催)



適時開示体制の概要

